

税に関するお知らせ

村民税・所得税の 申告準備のお知らせ

◎農業所得の申告について

全ての方が「収支計算方式」による申告になっています。収入及び経費の明細書等の証拠書類の整理を今からご準備ください。これらが不明の場合、申告にお時間がかかり、他の皆さまをお待たせすることになります。

◎不動産所得の申告について

農地を貸し付けていて小作料を受け取っている場合や、駐車場等として貸し付けて地代を受け取っている場合など、金額の多少に係わらず不動産所得を申告する必要があります。

◎扶養親族の申告について

給与所得者や公的年金受給者は年末調整等で、事業所得者等は確定申告で、所得がない方を扶養親族として申告することで、所得控除が受けられますが、子どもさんやご両親をご夫婦で共に扶養控除として申告しているケースが見受けられます。後々、修正申告が必要になることもありますので十分ご注意ください。

ご不明の点は役場税務係飯田税務署までお問い合わせください。また申告等の詳細は次号の広報と二月上旬の全戸配布文書でお知らせします。

税務署から「青色申告 決算説明会」のお知らせ

「平成二十二年分青色申告決算説明会」が左記日程で行われます。「農業・不動産所得」、「農業所得」のそれぞれで行われますので、ご都合をつけてご参加ください。

◎営業・不動産所得の方

十一月二十九日(月)十三時半～
下條村商工会館

◎農業所得の方

十二月十日(金)十三時半～
JAみなみ信州下條支所
多目的研修センター
決算説明会についてのお問い合わせは飯田税務署へ
(0265-1211-165)

相続又は贈与等に係る生命 (損害)保険契約等に基づく 年金の税務上の取扱いの 変更について

相続、贈与等により取得した生命保険契約や損害保険契約等に係る年金の所得税の取扱いを改めることとしました。

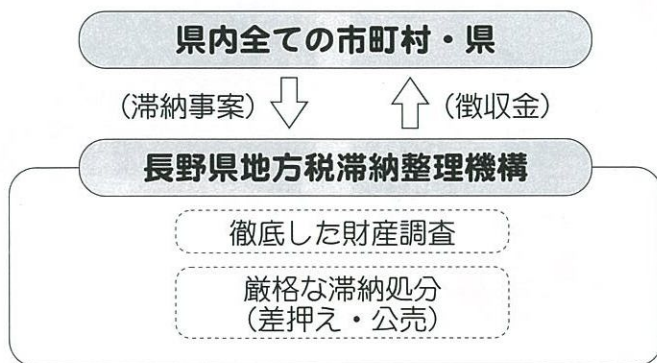
この取扱いの変更により、所得税の還付を受けることができる場合があります。詳しくは、国税庁ホームページ【www.ntn.go.jp】をご覧ください。最寄りの税務署にお問い合わせください。

「長野県地方税滞納整理機構」がスタートします

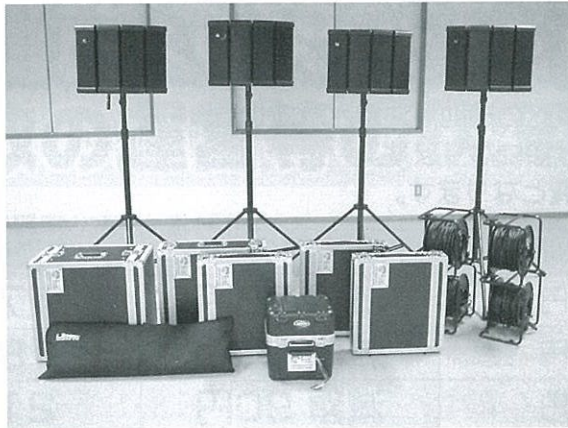
様々な行政サービスは、皆さんが納める税金により提供されています。当村ではほとんどの方は納期限内にきちんと納税をいただいておりますが、一部に納期限後まで未納となっている方がいます。このため、納期限内にきちんと納税している方との公平性が保てないことなどから、未納者への厳正・公平な税金の徴収を行うことが求められています。

そこで、県内全ての市町村と県で構成する、地方税の滞納整理専門組織「長野県地方税滞納整理機構」の平成23年4月業務開始に向け準備を進めています。

機構では、市町村や県から滞納事案を引き受け、滞納者が所有する財産を徹底して調査し、差押えや公売等の厳格な滞納処分を中心とした滞納整理を行います。



問合せ先：下條村役場 総務課税務係 (0260-27-2311)



本年度、宝くじの普及広報事業費を財源とした財団法人 自治総合センターの助成事業により、ポータブル音響機器を購入しました。これにより、今後のコミュニティ行事や、地域活動の促進に繋がる環境が整いました。

**ポータブル音響機器購入
地域行事などにご利用を**



新中原区のみなさん



記念植樹の様子

十月三日、新中原区発足十年となる今年、記念としてふるさとふれあい館横の広場に桜の苗木（三本）の植樹を行いました。今後、苗木が大きく育ち、区民全員でお花見ができる日を楽しみにしています。

**新中原地区で十周年の
記念植樹を行いました**

地上デジタル放送を受信するための 簡易なチューナーの無償給付等の支援について

総務省では、経済的な理由等で地上デジタル放送に移行することが難しい世帯に対し、簡易なチューナー（1台）の無償給付等の支援を実施しています。

(1) 支援の対象

対象は、生活保護世帯や、障がい者非課税世帯などのNHK放送受信料が全額免除となっている世帯です。

(2) 支援の内容

地上デジタル放送を受信するための「簡易なチューナー（1台）」の無償給付を行います。必要に応じたアンテナ改修等、共同受信施設やケーブルテレビの改修経費の支援を行います。

(3) 支援の申込受付期間

平成22年4月19日～平成22年12月28日（消印有効）

天候不順などの理由で支援が遅れることがあります。支援を希望される方は受付期限にかかわらずお早めにお申込み下さい。平成23年度の支援については現在未定です。

(4) お問い合わせ先

総務省 地デジチューナー支援実施センター 電話：0570-033840 FAX：044-966-8719
IP電話等、上記の電話番号がつかない場合は 電話：044-969-5425
平日午前9時～午後9時、土日祝日午前9時～午後6時

学校給食費へ30%の補助!!

9月の定例議会で村から学校給食費への補助が決定されました。
この補助により、給食費徴収額が減額になります。
平成23年1月より下記金額の給食費となります。

現在の給食費一人一食当りの徴収金		平成23年1月から一人一食当りの徴収金	
小学1年～3年	250円	減額 75円	175円
小学4年～6年	270円	減額 81円	189円
中学生	300円	減額 90円	210円

22年度の給食費徴収額で計算すると補助により、おおよそ上記金額分が減額になります。

現在の年間の給食費徴収額 (年一人分)	年間減額 (年一人分)	補助後の給食徴収額 (年一人分)
小学1年～3年 22年度給食日数 202日	減 額 15,150円	35,350円
小学4年～6年 22年度給食日数 202日	減 額 16,362円	38,178円
中学生 22年度給食日数 201日	減 額 18,090円	42,210円

*23年度の給食日数により、給食費徴収額は変わります。

あしたむらんどより

海外研修に参加して

中学二年B組 小木曾陽子



八月十七日から八月二十日の間、グアムへの海外研修がありました。私は良い機会だと思いい、その海外研修に参加してみることになりました。

一日目。集合が五時四十五分だったため、朝早く起きました。そしてスーツケース等いる物を持って学校に向かいました。出発式が終わってから村バスでセントレア空港に向かいました。村バスの中では友達とたくさん話などができて楽しかったです。そのまま飛行機に乗ってグアムに着いてもまた日本にいるようで、ホームステイ先の家族と会うまでは、本当に着いたんだという感じがしませんでした。でも、実際に英語を聞くと「ああ、グアムに着いたんだ」という気分になりました。その後は家族に自己紹介をしたり、お土産を渡したりしました。やっぱり会話をするのは大変で、その時から電子辞書は手放せませんでした。その夜はショッピングモールに連れていってくれて、レストランコーナーで「好きな物を頼んでいいよ」と言ってくれました。一人前を頼んだのにすごく量が多かったので、食べるのに時間がかかってしまいました。とてもおいしかったです。

二日目。この日はベネベンテミドルスクールの皆と交流会がありました。その前に学校から走れば三十秒ぐらいな所に家があるのに車で乗せてきてもらって

ることにびっくりしました。ベネベンテミドルスクールでは、一人ついていてくれる人がいたので、その子とは仲良くなれたと思います。あと学校でも驚いたことがあります。日本では授業がすごい堅い感じなのに、グアムではすごく自由な感じがしました。私は「こんな授業もいいな」と思いました。交流会では発表もうまくいったし、切り絵も喜んでもらえたので良かったです。家に帰った後はすごい豪華なご飯を食べたり、子供達でバレーをしたり、一日が充実していたと思います。

三日目。この日は学校の皆とバイバイをした後観光をしました。珍しい物やきれいな物を見ておもしろかったし、ショッピングは楽しかったです。昼ご飯の後に行ったabcでは働くことの大変さが少し分かった気がしました。さよならパーティーでのダンスや歌はとても喜んでくれたしご飯もおいしくてとてもうれしかったです。ホストファミリーと別れるのはとても悲しくて辛かったです。

四日目。移動だけでしたが、飛行機やバスの中では友達と話したりトランプとかしたりとても楽しかったです。このころになるともうちょっとグアムにいたかったなあと思うようになり、私も英語をもっとしゃべれるようになりたいとも思うようになっていました。

今回このような研修を受けることができたのは、村の皆様や教育委員会、先生方のおかげだと思います。貴重な体験をさせて頂き、本当にありがとうございます。